

令6香南市監査委員告示第6号

令和6年3月22日付け05香南監委発第53号、令6香南市監査委員告示第4号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び香南市監査基準第17条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和6年4月2日

|         |       |
|---------|-------|
| 香南市監査委員 | 有岡 正博 |
| 同       | 安岡 敬子 |
| 同       | 片山 透  |

令和5年度の定期監査（サービス関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

## 記

| 監 査 の 結 果   | 措 置 の 内 容  |
|---|--|
| (1) 休暇の届出や、時間外勤務申請等の内容の誤りについて（こども課）   |  |
| <p>就業日報等の検査を行った際に、次のような内容の誤りが多数見受けられた。</p> <p>(1) 休暇の届出や時間外勤務申請において、取得・申請すべき時間を誤っているもの</p> <p>(2) 休暇の届出抜かり・取下抜かり</p> <p>(3) 時間外勤務の区分（普通残業、所定内、休日残業等）の選択誤り</p> <p>(4) 勤務区分の選択誤り</p> <p>これにより、実際は欠勤していないにもかかわらず、就業日報上では欠勤となっている時間があることや、支給されるべき割合で割増賃金が支給されていない等の問題が発生している。</p> <p>労働基準法第109条において、「使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。」と規定されている。</p> <p>就業日報等は、労働関係に関する重要な記録であり、給与を計算する際の根拠となるものであるため、内容に誤りのないように、適正に管理すべきである。申請等の手続を行う正職員及び会計年度任用職員には、正しい手続が行えるよう指導し、届出や申請を所属長が承認する際には、正否を確認してから承認を行うよう努められたい。</p> | <p>所園長会において、各所属長へ今回の監査結果報告書及び本措置状況の報告内容を共有・周知し、所属長から職員へ周知・徹底するよう指示を行います。</p> |

| (2) 時間外勤務の過少申請について (こども課)  |  |
|--|--|
| <p>野市保育所では、時間外勤務を申請する際の基準が、個人によって異なっている状況が確認された。時間外に勤務した時間を、15分や30分刻みで申請しているケースや、時間外勤務を実際の勤務時間より少なく申請しているケース等があり、職員間の公平性が保たれているとは言い難い状況である。時間外勤務申請におけるルールを定めて所属職員に示すなどし、公平性が保たれるよう努められたい。</p> <p>また、勤務時間を過少申請している者については、業務の内容を把握し、業務量が多いようであれば見直し・平準化を図り、その職員の心身の健康を損なわないよう調整されたい。</p>   | <p>就業管理システムに時間外勤務時間を入力する場合、実時間を直接入力する方法と15分刻みで表示される時間を選択する方法があったため、職員により入力方法が異なっていました。令和6年度から新システムに切り替わるため、個人により入力方法が異なる状況は解消されるものと考えています。また、業務終了後は速やかに退勤するよう促すとともに、業務内容や業務量の把握に努め、特定の職員に業務が集中することがないように所属長に周知を行います。</p> |
| (3) 休暇の事後請求について (こども課)   |  |
| <p>年次有給休暇の請求については、香南市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条の3第9項において、「年次有給休暇の請求は、あらかじめ、その期間を就業管理システム又は年次休暇届・休暇承認願により行うものとする。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において請求することができる。」と規定している。また、病気休暇及び特別休暇の承認については、同規則第18条第2項において、同様に規定している。</p> <p>野市保育所においては、ほとんどの職員が、事後に請求する場合はその事由を付して請求していた。しかし、休暇の取得日から10日以上経過後に届出するなど、速やかに行われていない事例が多数見受けられた。総務課職員係が、令和3年4月26日付け「時間外勤務及び年休等休暇の追命</p> | <p>ルールに基づき申請及び承認を行うよう、所園長会において周知・徹底を行います。</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>について（管理システム）」をもって、職員に対し、「やむを得ず請求手続が事後となった場合は、「申請理由」欄へ事後となった明確な理由を付して、速やかに届出ること。」と示している。事後請求することになってしまった際には、休暇取得直後の勤務日に速やかに届け出るよう注意されたい。</p> <p>また、事後請求となった事由の記載のない届出や、事由が不適正な届出（例えば「私用」など）も一部見受けられた。なぜ届出が遅くなってしまったのかについて記載する必要があることを、所属長は所属職員に周知し、届出を承認するときは事由が適正であることを必ず確認し、承認することを徹底されたい。</p>   |  |
| <p>総括（こども課）</p>  |  |
| <p>野市保育所では、土曜保育を午前中のみ実施しているため、勤務の割振りが複雑になっている。香南市教育委員会事務決裁規程の別表で、「所属職員の休暇の承認」と「所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令」は課長の専決事項と定めているため、香南市内の保育所及び幼稚園の職員が行った届出や申請は、こども課長が全て承認しなくてはならない。しかし、こども課長は各保育所及び幼稚園で実際に職員の勤務状況を監督することは難しく、届出や申請の内容が正しいか、確実に判断して承認することは困難であり、実際に勤務状況等の監督を行っているのは所長である。ところが、香南市立保育所管理運営規則第4条では、所長の専決事項として、「保育所職員の勤務時間、休憩時間、有給休暇等の調整に関すること。」と規定しており、実情に即した内容になっていないため、適正に勤務状況等を管理・監督することができるよう、規則等の改正を検討された</p> | <p>保育所等職員の勤務状況を含めた施設の運営管理については、各施設の長が行っていることを踏まえ、適切な運用が行えるよう規則等の整理を行います。また、イベント等事業を実施する場合の取扱いについては、所園長会において協議を行ったうえで統一を図っていきます。</p> <p>会計年度任用職員の任用通知の週休日の記載については、令和6年度の任用通知から「日曜日及び教育長の指定する日」に改めました。</p> |

い。

勤務の割振りについては、取扱いの基準が曖昧なまま運用されているように見受けられた。

例えば、「3園PTA合同イベント」と「夏祭り」はどちらも土曜日に開催する行事であるが、週休日に勤務を命じるか、正規の勤務時間（平日）として勤務を割振るかという点で、取扱いが異なっている。「3園PTA合同イベント」は週休日に勤務を命じているが、「夏祭り」は正規の勤務時間として勤務を割振っている。なぜ取扱いが異なっているのか、監査では明確な理由を確認することはできなかった。

「夏祭り」に関しては、出勤した正職員全員が19時30分前後まで勤務していたが、割振られた勤務の時間数が職員によって異なっていたため、残業時間数に差異が生じていた。終日勤務を割振られ、普通残業を45分行った職員がいる一方で、3時間45分の勤務を割振られ、2時間45分の普通残業を行った職員もいるなど、公平性を欠いた勤務の割振りとなっている。行事等、同じ業務に携わる場合には、可能な範囲で同じ時間数の勤務を割振ることができるよう、計画的に勤務の割振りを行うことが妥当ではないかと考える。

週休日に勤務を命じるか、正規の勤務時間として勤務を割振るかどうかの基準や、勤務を割振る際のルールを、その妥当性を確認したうえで定めて、香南市内の保育所及び幼稚園で統一的な運用を図られたい。

会計年度任用職員を任用する際には、勤務条件を記載した任用通知書を本人に通知しているが、この中で「週休日」として記載している「日曜日」は、正しくは「日曜日及び教育長の指定する日」と記載するべきであ

|   |  |
|---|--|
| <p>る。香南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第3項において、週休日及び勤務時間の「割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。」と規定していることから、保育所及び幼稚園に勤務する会計年度任用職員は、香南市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則（以下、「規則」という）の例によるものと想定される。規則の別表「週休日及び勤務時間」欄で、週休日は「日曜日及び教育長の指定する日」と定めており、週休日は日曜日のみではないため、任用通知書中の週休日を修正することを検討されたい。</p> <p>今回指摘した事例は、他の保育所及び幼稚園でも起こりうることであるため、香南市内の保育所及び幼稚園にも周知し、今後の監査において、同様の指摘を受けることがないように努められたい。</p> |  |
|---|--|